

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)支給の準備をすすめています

賃金上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援します。

■支給対象者■

下記2つの要件を共に満たす方が対象です。

- ①平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象である方（要件を満たしているにも関わらず、給付金を受け取っていない方も含みます。）
- ②平成29年3月31日までに65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）。
※年金を受給しているか否かに関わらず、2つの支給要件を満たせば支給の対象になります。

■支給額■

対象者1人につき30,000円（1回限り）

■申請受付■

- ・支給対象となり得る方には、4月に「通知書」を送付しました。
- ・申請期間については、4月5日から7月5日までの3か月間です。
- ・申請期間内に申請書及び必要書類を添付して、返信用封筒にて投函してください。
※期間内に申請書が提出されないと支給できませんのでご注意ください。速やかな申請書提出についてご協力をお願いします。
- ・受付支給手続きは順次行ないますが、添付書類等の不備がある場合は手続きが遅れますので、ご注意ください。

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）対象者診断チャート

①平成27年度の臨時福祉給付金（6千円）を受給しましたか？
（受給していない場合、支給要件に該当しますか？）

はい ↓ ③へ進んでください。
いいえ → ④へ進んでください。（対象外）

②生年月日は昭和27年4月1日より前ですか？
（昭和27年4月1日生まれの方も含みます。）

はい ↓ ③へ進んでください。
いいえ → ④へ進んでください。（対象外）

③高齢者向け給付金（3万円）の支給対象となる可能性があります。

④高齢者向け給付金の対象ではありません。



**「臨時福祉給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市役所や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8899